

公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号） 抜粋

（目的）

第 1 条 この法律は、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。

＜環境基本法第 2 条第 3 項に規定する公害＞

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

（審査会の設置）

第 13 条 都道府県は、条例*で定めるところにより、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

（審査会の所掌事務）

第 14 条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、審査会の権限に属させられた事項を行うこと。

（審査会の組織）

第 15 条 審査会は、委員 9 人以上 15 人以内をもって組織する。

- 2 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会の委員）

第 16 条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 破産者で復権を得ないもの
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、第 2 項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。
- 6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

(審査会の委員の服務)

第 17 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(調停委員の指名等)

第 31 条 中央委員会又は審査会等による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行なう。

2 前項の調停委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

(略)

(手続の非公開)

第 37 条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

※京都府附属機関設置条例

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基く政令又は別に条例に定めるものを除く外、府が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

別表抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	京都府公害審査会	公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号)第 14 条に規定する公害に係る紛争についてのあつせん、調停、仲裁等に関する事務